

令和元年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時:令和元年5月28日(火)

午後1時から午後3時まで

場所:県庁行政庁舎9階 第一会議室

1 開会

2 挨拶 (大森環境生活部長)

3 議事

(1)会議の成立

15名の委員のうち12名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立しました。

出席委員

西川委員(会長), 星委員(副会長), 熊谷委員(副会長),
加藤委員, 大友委員, 平田委員, 日野委員,
鈴木委員, 氏家(直)委員, 高橋委員, 佐久間委員, 佐々木(圭)委員

欠席委員

氏家(幸)委員, 馬場委員, 佐々木(仁)委員

(2)会議内容

〈 西川会長 〉

それでは、始めたいと思います。

まず最初に、本日は、食の安全安心に関する施策の実施状況について、平成30年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況(案)及び評価等について、協議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、消費者及び事業者・生産者代表、それから学識経験者から構成されている会ですので、委員の皆様におかれましては、委員同士で意見を交換しながら、それぞれのお立場で貴重な御意見を頂戴する場にしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず最初に議題イの平成30年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況(案)について、事務局の方から説明をお願いします。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

それでは、議題のイ、平成30年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況(案)について、御説明いたします。

はじめに、「資料1」を御覧ください。当推進会議のスケジュールと、「施策の実施状況」の公表までの流れを御説明申し上げたいと思います。表の左側の列に当推進会議の開催予定を記載してございます。まず、本日、第1回推進会議でございます。2回目としては、7月19日に予定しております。年が明けて、2月上旬に第3回目の推進会議を予定してございます。

続きまして、表の中央部、3列になりますが、「主な検討内容」でございます。今年度、御審議い

ただきます内容としては、今のところ3点でございます。まず、左側の列でございますけれども、本日の議題にもなっております、「第3期計画に基づく施策の実施状況に係る評価」でございます。評価の方法につきましては、のちほど御説明しますので、ここはスケジュールのみを御説明したいと思います。委員の皆様には、施策の実施状況につきまして、施策の小分類ごとに評価していただきまして、6月12日までに、評価表の提出をお願いいたします。委員の皆様から御提出いただいた評価表は、事務局で取りまとめ、会長にお送りいたします。会長には、総評と、推進会議全体としての評価案を作成していただきます。この評価案について、7月19日に開催を予定している第2回推進会議で御協議いただき、推進会議としての評価を決定していただきます。その後、知事を本部長といたします「宮城県食の安全安心対策本部」の会議を経て、9月に開会されます定例県議会に、推進会議の評価を報告し、10月に公表する予定としております。

続きまして、表の中央の列になりますけれども、「宮城県食品衛生監視指導計画(案)の検討」でございます。来年2月上旬に予定しております第3回推進会議におきまして御検討いただくこととしております。御検討いただいた計画案は、パブリックコメントを経て、3月中に策定、公表いたします。

次に、その右側になりますけれども、第4期の計画の策定に関することでございます。第3期計画が令和2年度で終了しますことから、次計画案を策定して第3回推進会議で諮問する予定としております。推進会議における検討内容とスケジュールにつきましては、以上でございます。

続きまして、平成30年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況(案)について、御説明いたします。資料3をお願いいたします。1ページをお開きください。計画の期間は、平成28年度から平成32年度、来年度、令和2年度までの5か年となっております。次に、計画の目的は、食品の安全性及び信頼性を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的、計画的に推進することとなっております。

施策の大綱は、3つございます。1つ目は、「安全で安心できる食品の提供の確保」、2つ目は、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」、3つ目は、「食の安全安心を支える体制の整備」となっております。左側の目次のページでございますように、ローマ数字のⅡという部分をみていただきたいのですが、今の3つの大綱をそれぞれまた2つに分類して、それをさらに細かく分類致しまして、計13の小分類に仕分けしてございます。最終的に施策は45の施策ということで構成されておりまして、次ページ以降にその詳細な内容が、実施状況が記載されてございます。各施策の内容につきましては、資料4の概要版、こちらの方で御説明をしたいと思っております。

資料4のまず2ページ目をお開きいただきたいと思っております。大綱の1つ目、安全で安心できる食品の提供の確保のうち、(1)生産及び供給体制の確立のイは、生産者の取組への支援でございます。右の方に枠で囲んでございましてP2とございますのは、先ほどの資料3のページのそこにあるページを示しておりますので、参考にいただければと思います。

まず、(イ)「施策1」になりますけれども、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度について農業者に周知したほか、販売店等との結びつき支援を行うとともに、生産者の理解醸成を図りました。次に、(ロ)は「施策2」でございますけれども、農業生産工程管理の導入を推進するため、宮城県GAP推進会議を開催し、普及拡大に向けた取組を推進いたしました。(ハ)は「施策3」でございます。農薬危害防止運動を実施するとともに、農薬危害防止研修会や農薬管理指導士養成研修会・更新研修会を開催いたしました。(ニ)は「施策4」でございます。生産段階における耳標の装着徹底を推進するとともに、生産から流通までの各段階における牛の個体識別システ

ムを維持するための支援を行いました。

次に、「ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援」でございます。(イ)は「施策5」になりますけれども、カドミウム基準値超過米の発生を抑制するため、超過米が生産されるおそれのある地域の生産者を対象に、水稻栽培水管理ごよみを配布したほか、湛水管理の徹底を指導いたしました。次に、(ロ)は「施策6」でございます。家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、家畜伝染病等の発生予防とまん延防止に努めました。(ハ)は「施策7」でございます。食中毒の原因となる貝毒について、県漁協と連携し、効果的な監視体制を維持して、食中毒の未然防止に努めました。また、漁協が自主的に実施するノロウイルスの検査強化の取組を支援するとともに、連携して県民への情報提供を行いました。

続きまして、3ページを御覧ください。「ハ 事業者に対する支援」でございます。(イ)は「施策8」でございます。事業者のHACCP導入レベルに応じた研修会を開催するとともに、HACCP認証取得を希望する事業者を支援いたしました。(ロ)は「施策9」でございます。地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店等を食材王国みやぎ地産地消推進店として登録し、県産食材の産地等を表示する取組を推進しました。(ロ)のすぐ下にございます数値目標の表を御覧ください。「地産地消推進店登録店舗数」という項目がございまして、目標値が450となっております。この目標値につきまして、基本計画では400となっておりますが、この項目につきましては、平成29年度の目標値でございましたので、今回からは、平成32年度、令和2年度の目標値を450店舗として進行管理をしているという状況でございます。

次に、「ニ 震災等からの復興に向けた支援」でございます。(イ)は「施策10」でございます。主要な県産農産物等を対象に放射性物質検査を行うとともに、必要な営農対策を行いました。(ロ)は「施策11」でございます。東日本大震災により被災した共同利用施設について、国の補助事業を活用し、復旧整備に対する支援を行いました。(ハ)は「施策12」です。原木しいたけの出荷制限解除を進めるため、県外産の汚染されていない原木の調達や施設の整備、資材の購入を支援するとともに、生産工程管理の研修会等を開催いたしました。

次に、「(2)監視指導及び検査の徹底」のイは、「生産段階における安全性の確保」でございます。(イ)は「施策13」になります。農薬取締法に基づき、農薬販売者及び農薬使用者を対象に農薬の保管管理等について立入検査を実施いたしました。また、魚類養殖業者を対象に水産用医薬品の適正使用や養殖管理に関する巡回指導を実施いたしました。次に、(ロ)は「施策14」でございます。肥料取締法に基づき、肥料生産業者を対象に立入検査及び肥料の収去・分析を行いました。また、飼料安全法に基づき、飼料製造工場、魚粉製造工場等を対象に立入検査及び収去検査を行いました。(ハ)は「施策15」でございます。動物用医薬品の適正使用のため、動物用医薬品販売業の立入検査及び適正使用に関する指導を行いました。(ニ)は「施策16」です。高病原性鳥インフルエンザの予防のため、養鶏農場に対し、モニタリング検査等を実施するとともに、死亡羽数の報告を求めました。続きまして、4ページをお開き願います。

「ロ 流通・販売段階における安全性の確保」でございます。(イ)は「施策17」でございます。宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設等に対して、監視指導を実施いたしました。また、定期的に食品衛生担当者会議等を開催し、情報の共有を図ったほか、食品衛生業務支援システムの更新を図りました。次に、(ロ)は「施策18」です。輸入食品をはじめ県内に流通する食品について、食品衛生法に基づく規格基準検査や食品中に残留する農薬、添加物等の検査を実施いたしました。(ハ)は「施策19」ですけれども、かきの採取海域の加工基準の確認、かき

処理場等の監視指導及び収去検査等を実施したほか、と畜検査、食鳥検査を実施いたしました。また、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、特定危険部位の除去の徹底を図りました。(ニ)は「施策20」でございます。米トレーサビリティ法に基づき、東北農政局と連携しながら立入検査を行いました。

次に、「ハ 食品表示の適正化の推進」でございます。(イ)は「施策21」でございます。食の110番及び食品表示110番を設置し、監視指導等を行いました。また、輸入生かき偽装防止特別監視員による監視指導を実施いたしました。次に、(ロ)は「施策22」でございます。食品表示ウォッチャーを委嘱して食品表示のモニタリング調査を実施し、不適正表示の疑義があった事業者には、確認調査を実施して必要な指導を行いました。(ハ)は「施策23」です。事業者等が開催する食品表示に関する研修会等に講師として職員を派遣したほか、研修会等を開催いたしました。また、消費者や事業者からの相談に対応し、適正な食品表示に関する普及啓発を行いました。

次に、「ニ 食品の放射性物質検査の継続」でございます。(イ)は「施策24」でございます。県内で生産される主要な農林水産畜産物等の放射性物質検査を実施し、結果を公表いたしました。5ページを御覧ください。(ロ)は「施策25」でございます。県内に流通する牛乳、清涼飲料水、乳児用食品、一般食品等について、放射性物質検査を実施し、結果を公表いたしました。次に、(ハ)は「施策26」です。学校給食等における放射性物質の濃度を把握するための検査を行い、結果を公表いたしました。

続きまして、6ページをお開きください。ここからは、大綱の2つ目、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」でございます。その「(1)情報共有及び相互理解の促進」の「イ」は、「情報の収集、分析及び公開」でございます。(イ)は「施策27」でございます。消費者モニターを対象としたアンケート等を実施いたしました。また、食に関する情報やイベントの開催について、食材王国みやぎのウェブサイトや公式フェイスブック、インスタグラムで情報提供を行いました。次に、(ロ)は「施策28」でございます。食品衛生監視指導の結果を四半期ごとに公開するとともに、検査等の実績、食品の安全や自主回収の情報について随時公開いたしました。

次に、「ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」でございます。(イ)は「施策29」でございます。食品工場見学会や生産者との交流会を開催したほか、地域の食と農の相談窓口を引き続き設置しました。また、学校給食における県内産農林水産物の利用拡大を図るため、地場産物活用状況調査を実施し、情報誌を発行いたしました。次に、(ロ)は「施策30」です。民間企業等と連携した地産地消のPRや食材王国みやぎ伝え人の活動促進、地産地消お弁当コンテスト、水産物の消費拡大に取り組みました。(ハ)は「施策31」でございます。みやぎ食育コーディネーターが実施する講座等を通して、県民が食の安全安心に関する知識を習得できるよう推進いたしました。

続きまして、7ページを御覧ください。「ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」でございます。(イ)は「施策32」でございます。生産・流通・消費の各段階における細かな測定を実施し、測定結果について、放射能情報サイトみやぎで公表しました。また、放射線・放射能に関するセミナー等を開催したほか、県産農林水産物の安全性に関する正確な情報発信及び各種媒体を活用した県産品の広告PRを実施いたしました。次に、(ロ)は「施策33」でございます。市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果を取りまとめ、放射能情報サイトみやぎ等で公開いたしました。(ハ)は「施策34」でございます。県民が自ら育てた自家消費用の農産物等の測定結果を取りまとめ、放射能情報サイトみやぎで公開いたしました。

次に、「(2) 県民参加」のイは、「県民総参加運動の展開」でございます。(イ)は「施策35」になりますが、各種広報媒体などにより消費者モニターを広く募集するとともに、アンケート調査や研修会等を行いました。次に、(ロ)は「施策36」です。みやぎ食の安全安心取組宣言の広報・募集を実施したほか、取組宣言者や自主基準の検索・閲覧ができる検索シートを県ホームページに掲載しました。(ハ)は「施策37」ですが、食の安全安心セミナーや出前講座を開催し、普及啓発を図りました。

次に、「ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」でございます。(イ)は「施策38」でございます。消費者モニターアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議、食の安全安心セミナー、食品衛生監視指導計画へのパブリックコメントなどにより、食の安全安心に関する県民の意見を把握したところでございます。次に、(ロ)は「施策39」でございます。食の110番、食品表示110番を設置し、食の安全安心に関する相談等に対応いたしました。

続きまして、8ページをお開きください。大綱の3つ目、「食の安全安心を支える体制の整備」でございます。その「(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化」の「イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進」につきましては、平成29年度の施策の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部会議を開催し、議会への報告と公表を行いました。

次に、「ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応」につきましては、県庁関係課に食の安全安心推進員、地方機関に食の安全安心連絡員を配置し、食の危機の未然防止に努めました。また、食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、みやぎ食の危機管理基本マニュアルや個別対応マニュアルに基づく事案のほか、東京電力福島第一原子力発電所事故への対策について情報共有を図ったところでございます。

「ハ 食の安全に関する調査・研究の充実」につきましては、まひ性貝毒原因プランクトンのシストの分布状況調査や、製造工程で添加されていない物質が食品検査で検出された原因について解析いたしました。

次に、「ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実」につきましては、東京電力福島第一原子力発電所事故による農産物に対する放射性物質の影響を把握するため、県内農地土壌を対象に定点調査を実施いたしました。また、牧草の放射性物質検査を実施したほか、県内原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究に取り組みました。

次に、「ホ 国、都道府県、市町村、関係団体との連携」につきましては、国、都道府県、市町村、関係団体等との連携、協働により、施策の推進に努めました。

続きまして、「(2) みやぎ食の安全安心推進会議」につきましては、会議を年3回開催し、平成29年度の施策の実施状況について評価していただいたほか、食の安全安心に関する情報共有・意見交換を行いました。

平成30年度の施策の実施状況につきましては、以上でございます。

〈 西川会長 〉

説明ありがとうございました。委員の皆様は、資料4と資料3の両方を見比べながら、御覧いただいたかと思うのですが、まずは、確認したいことなども含めて御意見などがありましたら、是非お願いしたいと思います。なお、委員の皆様におかれましては、後ほど詳しく説明になりますけれども、平成30年度の施策の実施状況についての評価を、これからしていただきますので、この場では確認しておきたい事項についてのみ質問をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いま

す。それでは、いかがでしょう、皆さんの方から御意見あれば是非お願いいたします。

〈 加藤委員 〉

県生協連の加藤でございます。こちらの資料3の方で確認したいことがございます。まず、2ページのところですが、施策1のところ、「消費者と環境保全型農業取組生産者の交流会」を開催し、というようにあり、下に白石市での写真とキャプションが載っています。これで、消費者と環境保全型農業生産者との交流会を開催したことは、とても素晴らしい取組だと思いました。それで具体的に聞きたいことは、この交流会において、県が何か支援をした、支援の具体的な内容を教えてください。また、3ページのところの、施策2の成果の囲み枠のところなのですが、GAPについて具体的な取り組みの下から2つめで、県事業や国補正事業による認証取得費用に対する支援8件というのがあるのですが、この費用に対する支援というのが、具体的には補助金ということなのか、補助金であればどういった割合、県が何パーセントとか国が何割とか、そういったところを教えてください。あと、もう1点質問が、5ページのところなのですが、施策4の成果の下の、主な数値目標のところですが、GAP導入団体数のところで、実績平成30年度のところで、67団体とあるのですが、この67団体というのは、第三者認証を受けた団体という理解でよろしいのか、もしくはGAPに基づいて、導入を進めている団体の数なのか、そこを明確に教えてください。以上です。

〈 西川会長 〉

それでは、お願いします。

〈 みやぎ米推進課 相澤副参事 〉

みやぎ米推進課の相澤と申します。よろしく申し上げます。ただいま加藤委員の方から、3点の確認事項がございましたので、一つ一つ御説明させていただきます。まず2ページ目。消費者と環境保全型農業取組生産者との交流会の中で、県の具体的支援内容は、という問いでございました。まず、県の方で支援したのは、舞台は白石市の農家と写真は4号線沿いにある農産物直売所小十郎の郷というところで行ったものですが、支援内容は、白石までは遠方となるので、県の方で消費者を現地に運ぶためのバスの手配や、交流会を進めるための果樹農家と米農家との企画の立案、などを主だって支援させていただいています。また、消費者の方々は果樹や米などもこの場で食されて、せっかくでしたのでお土産なども、生産者の方からの計らいで皆さんにお配りすることもできたというところが、県の支援内容の具体的なところでした。

続きまして、3ページの補助関係の支援で8件というところで、それは補助金なのでしょうかというお話をされました。こちらは国の方の、お金を使った補助金でございます。国100%の補助金です。県費は入れておりません。皆様御承知のとおり、GAPにも種類があるので、一番費用がかかるGLOBALG. A. Pなどは、約30万円ほど。その次にお金がかかるJGAPなどは、10数万円ほど一応区分けをして、生産者の認証取得を希望する方々の支援をさせていただいたところでした。

3つめですけれど、今度は5ページのGAPの導入団体数、こちらが第三者認証、国際水準認証の方々なのかということだったと思います。67団体の内訳ですけれど、2者点検、いわゆるJA GAP農協さんのGAPとか、県GAPとか、日生協さんのGAPとかこういったところに取り組んでい

る方々も含んで、67まで積み上げることができております。以上です。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。加藤委員，よろしいでしょうか。

〈 加藤委員 〉

御説明ありがとうございます。確認が，今の国の補助金で，グローバルとか30万ということですが，全て国の，まるまる国の100%の資金で補助されているという理解でよろしいですよ。生産者団体がまるまる国の30万なら30万全部補助金でいただいて，認証取得に向けて，今年度8件の方がそれを受けたという理解でよろしいのですよね。

〈 みやぎ米推進課 相澤副参事 〉

はい，大丈夫です。

〈 加藤委員 〉

ありがとうございました。

〈 西川会長 〉

その他，委員の皆様からいかがでしょうか。

〈 日野委員 〉

委員の日野です。資料4，3ページのところのニ 震災等からの復興に向けた支援の中の(ハ)のところで，原木しいたけについて県外産の汚染されていない原木の調達，というように書いてあるのですけれども，具体的に県外産といってもどちらの方から，調達しているのかをお聞きしたかったのと，関連して，同じく8ページのニのところにも，やはり県内産きのこ原木が現在利用できない状態と書いてあるのですけれども，現在スーパー等で県内産のしいたけを見かけるのですが，それは全部県内産の原木を使用していないものと思ってよろしいということなのでしょうか。その辺お聞きしたかったのですけれども。

〈 林業振興課 菅原副参事 〉

林業振興課の菅原でございます。お答えいたします。まず，3ページ，ニ(ハ)ですが，現在県外産の原木は，岩手県が一番数量が多いのですが，それから青森県，あと秋田県，遠くは九州の方からも。一般的な県内の生産者の方は震災前は，コナラという樹種を使っておりましたが，先ほど申し上げました東北から入ってくるものはコナラが主体なのですが，それでも量が足りないものですから，九州産のクヌギなども手配しているところがございます。続きまして，8ページの方ですが，現在スーパーで取り扱っているしいたけは，施設栽培，菌床しいたけといいまして，原木を使わないで，おがくずを使って栽培されているものが圧倒的に多く流通しているかと思えます。こちらの方は，原木しいたけとは違う扱いになっておりますので，放射線の汚染は心配ない状態になっていると御理解いただいて構いません。一部私どもの方で，県外産原木で供給している生産者も出荷制限解除の手続きを経て，生産をしております。そういった方々の原木については，安全

であるということを確認した上で、流通している状況でございます。以上です。

〈 西川会長 〉

日野委員よろしいですか。

〈 日野委員 〉

ありがとうございます。どちらから調達しているのかお聞きしたのは、原木自体はそれほど金額的に大きなものではないと思ったのですが、例えば九州とかから調達となると、運送費とかがかなりかかるのかなと。それでどちらから調達しているのかお聞きしたものです。はい、わかりました。ありがとうございました。

〈 西川会長 〉

それではその他いかがでしょう。

〈 平田委員 〉

失礼します。平田でございます。資料3の26ページの、学校給食等の検査のことについてお聞きいたします。成果のところの児童福祉施設等というところで、民間の保育所が2施設ということになっているのですが、これは私の感覚なのですが、少ないのではないかなと。保育所の数はもっと県でも多くなっているはずですので、少ないのではないかなという意見が一つと、それからもう一つ確認したいのは、学校給食のサンプル測定に関しては、学校でございますので、幼稚園の方が含まれているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

〈 西川会長 〉

以上ですけれども、お答えいかがでしょう。

〈 子ども・家庭支援課 五十嵐班長 〉

子ども・家庭支援課です。民間保育所2施設というのは少ないのではないかという御意見、伺いました。予算の関係上、3施設のみでの実施となっておりますが、今後については検討していきたいと思います。

〈 平田委員 〉

学校の方は、幼稚園は含まれているのでしょうか。

〈 スポーツ健康課 佐藤班長 〉

スポーツ健康課です。幼稚園が含まれているかどうか、調べて後ほど御回答させていただきたいと思います。

〈 平田委員 〉

はい、どうもありがとうございます。

〈 西川会長 〉

はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

〈 加藤委員 〉

今の平田委員に関連してなのですが、たぶん予算の関係で施設が増やせないという御回答だったのですが、予算というのは、県の独自予算が足りないという理解なのか、まだ放射性物質検査は国からの補助というのは今もあって、補助金が少ないからできないのか、どういった予算の関係なのか教えていただければと思います。

〈 子ども・家庭支援課 五十嵐班長 〉

国からの交付金を予算上使っております、そちらを3施設分ということで確保はしております。増やせるかどうかにつきましては、ただ32年度までの事業ということになっておりましたので、その辺につきましては、関係課と含めて検討していきたいと思っております。以上です。

〈 西川会長 〉

その他いかがでしょうか。

私の方から1点お聞きしたいのですが、施策の42、資料3の44ページのところで、まひ性貝毒の原因プランクトンのシスト分布状況を調査したということで、今年度もまひ性貝毒が出始めてますが、対策については何かあるかということをお聞きしたいのですが。

〈 水産業基盤整備課 小野寺課長補佐 〉

水産業基盤整備課の小野寺と申します。よろしく申し上げます。まひ性貝毒でございますけれども、去年のシストの調査では、2015年の調査で確認されなかった場所でも、シストが出ているという結果となっていました。昨年度は、まひ性貝毒がかなり長期化したしまして、県漁協さんと話をいたしまして、ホタテ貝については、ホタテの貝柱が、まひ性貝毒の検出をしなければ加工用で出せるというように要領を改訂しまして、水揚げをできるようにしてございます。以上です。

〈 西川会長 〉

原因の究明とかも是非お願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それではもう1点、その次にあります、製造工程で添加されていない物質が検査で検出された原因について解析したとあるのですが、本文の方では、天然の植物由来であることを確認したとなっておりますが、これについて情報があれば教えていただきたいのですが。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

食と暮らしの安全推進課千田でございます。こちらの案件につきましては、保健所の収去検査で、赤しその塩漬けを収去したとき、これは梅干しの色づけのために漬け込まれて、梅干しとは分けて個包装、出荷されたものでございます。この検査結果で、漬物への使用が認められていない安息香酸が検出されたことから、その由来について検証を行ったものでございます。安息香酸は保存性を高めるために用いられる食品添加物で、しょうゆですとか清涼飲料水には添加可能となっておりますが、漬物には使えないとなっております。ただし、この物質については天然に

も存在する化合物ということで、調査をしていった結果、赤しその塩漬けから検出された安息香酸は、梅に含まれている物質の分解により生成したということで、判明をいたしました。この結果を職員間で共有することで、適切な食品衛生表示指導の一助とした事例でございます。

〈 西川会長 〉

分かりました。ありがとうございます。その他委員の皆様はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは他にございませんので、議題イの平成30年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)に基づく施策の実施状況案について終了したいと思います。

続きまして ロになります。平成30年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画に基づく施策の実施状況(案)に係る評価について、事務局から説明をお願いいたします。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

平成30年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況(案)に係る評価について、資料5を用いまして御説明いたします。

委員の皆様には、平成30年度の施策の実施状況の評価をしていただきます。基本計画の施策を総合的に推進するため、実施状況の評価いただき、来年度計画や今年度の実施内容に反映させていくことが目的です。

それでは、評価の方法について御説明いたします。資料5の1ページを御覧ください。まず、1の評価の区分についてですが、小分類の18の区分ごとにそれぞれ評価していただきます。その18の区分につきましては、2ページをお開きください。評価いただく第3期基本計画は、先ほど課長が説明したとおり、3つの大分類から構成されております。一つ目が、安全で安心できる食品の供給の確保で、「安全」に関する施策です。中分類が2つあり、その下に小分類として8区分ございます。二つ目が、食の安全安心に係る信頼関係の確立で、「安心」に関する施策です。中分類が2つあり、その下に小分類が5区分ございます。三つ目が、食の安全安心を支える体制の整備で、「協働」に関する施策です。小分類は5区分ございます。したがって、小分類は、8+5+5となりまして、あわせて18区分となります。

1ページにお戻りください。例について、御説明をさせていただきます。1の「安全で安心できる食品の供給の確保」が大分類、その下の(1)の「生産及び供給体制の確立」が中分類、表中上段のイの「生産者への取組の支援」、これが小分類となります。その下に(イ)から(ニ)までありますが、これが施策となります。評価は、小分類ごとに行っていただきますので、この(イ)から(ニ)までの4つの施策で1つの評価をしていただくこととなります。

ここで、資料3の施策の実施状況(案)を使い、評価の区分についてより具体的に御説明いたします。資料3の6ページを御覧ください。6ページの小分類の「ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援」の中に(イ)から(ハ)があり、その施策ごとに、実施状況と成果を記載してあります。例えば、6ページ上段の(イ) 土壌環境の適正化の推進(施策5)ですが、具体的な実施状況を記載し、その下に囲みで主な成果を記載してあります。同様に、(ロ) 家畜伝染病の発生予防の徹底(施策6)、続いて(ハ) 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進(施策7)についても実施状況のあとに成果がそれぞれ記載されております。7ページを御覧ください。中段に小分類ごとの「主な数値目標」の実績があり、その下には主な関連事業一覧を記載してあります。なお、「主な数値目標」は、施策一つ一つに対応して設定している訳ではございません。評価の際は、「主な

数値目標」だけでなく、各施策の実施状況や成果等も含めて、総合的に評価くださいますようお願いいたします。さらに、資料3の50ページを御覧ください。Ⅲ実績数値総括表がございますので、評価の際には、こちらも参考にしてください。以上が1の評価の区分になります。改めて、資料5の1ページの最初にお戻り願います。2の評価の方法について、御説明します。(1)の各委員による評価は、小分類ごとにABCの3段階で評価していただきます。ABCの3段階とは、Aが「達成している」、Bが「概ね達成している」、Cが「達成していない」となります。評価の視点としまして、「進捗状況」としてはどの位進んでいるか、「連携状況」としましては関係各課・機関と連携し進めているかどうか、それに「協働状況」としましては生産者・事業者、消費者と協働し施策を進めているかどうか、これらによって判断していただきます。ただし、どこに重点を置いて評価するかは、委員の皆様の御判断でかまいません。

3ページを御覧ください。3ページから9ページが、実際に提出していただく評価表の記入例になります。この右端の達成度の欄にABCを記入していただきます。その左に「ページ」とありますが、これは、資料3の施策の実施状況(案)のページに対応しております。

1ページにお戻りください。2の(2)にあります、会長による総評でございますが、会長には、委員の個別評価を踏まえ、推進会議の評価案を取りまとめていただきます。3の意見・提言についてですが、達成度のほか、施策の実施状況についての御意見や御提言を小分類ごとに記入してください。いただいた御意見等は、計画等に反映させる予定でございます。

次に、今後のスケジュールについて簡単に御説明をさせていただきます。委員の皆さまには、評価期間が大変短くて恐縮でございますが、お手元に配布しております封筒に評価表を同封しておりますので、それに評価を記載し、6月12日(水)までに事務局あて御報告くださいますようお願いいたします。皆様の評価表を基に、会長に「推進会議としての評価案」を作成していただきます。次回、7月19日開催予定の第2回推進会議に「推進会議としての評価案」をお諮りし、宮城県食の安全安心対策本部会議にて承認を受けまして、県議会での報告となります。

御不明な点などがありましたら、事務局にお問い合わせをお願いいたします。以上で説明を終わります。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。ただいま評価表について御説明いただきましたけれども、確認したいこと、意見などありましたらぜひお願いします。いかがでしょう。初めての方もいらっしゃると思いますので、分からない点あればぜひ御意見いただければと思います。大丈夫でしょうか。それでは、ただ今の説明をもちまして、評価について終了したいと思います。

では続きまして議題のハに移りたいと思います。ハ 令和元年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施計画(案)について、事務局から説明願います。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

それでは、議題のハ、令和元年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施計画(案)について御説明いたします。資料6を御覧ください。こちらの資料では、基本計画の施策ごとに、今年度実施する主な関連事業の概要を記載しております。この表の見方でございますけれども、左側に縦に1・2・3・4とございますのは、基本計画の施策番号でございます。施策番号の右側に施策項目、さらにその右側に担当課室の略称を記載してございます。

この略称につきましては、「資料3」,「平成30年度『食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)』に基づく施策の実施状況(案)」で用いております略称と同じものになってございます。なお、今年度から農産環境課はみやぎ米推進課に名称が変更となっております。今御覧いただいております資料6では、みやぎ米推進課は「みや米」という略称で記載してございます。

担当課室の略称の右側に、事業名、事業費、事業概要を記載してございます。一番右側の列には、昨年度、平成29年度の実施状況について、委員の皆様にご評価していただいた際に頂戴した御意見を鑑みまして、施策の実施方針を記載してございます。

今年度実施する事業には、昨年度に引き続き実施するものも多くございますので、主要なもの概略のみ御説明させていただきたいと思っております。

まず、施策1から施策4までは、大綱の1点目、「安全で安心できる食品の供給の確保」のうち、「生産者の取組への支援」に関する施策でございます。施策1関連の「環境にやさしい農業定着促進事業」では、環境保全型農業について、消費者への周知・PRに取り組んでまいります。また、施策2関連の「GAP認証取得推進事業」では、GAPの導入支援とともに、GAPのPRを実施してまいります。

次に、施策5から施策7までの、「安全安心な農水産物生産環境づくり支援」に関する施策につきましては、引き続き、カドミウム吸収抑制対策を実施するほか、2ページをお開きいただきまして、上の方になりますけれども、家畜伝染病の予防や貝毒・ノロウイルスの監視検査体制を推進してまいります。

施策8、施策9は、「事業者に対する支援」に関する施策となりますが、HACCP定着事業におきましては、事業者にとって有用な内容となる研修会を開催してまいります。また、水産においては、HACCPの認証取得を支援してまいります。3ページを御覧ください。

施策10から施策12までの、「震災等からの復興に向けた支援」に関する施策につきましては、農産物・林産物の放射性物質対策を行うとともに、漁港施設等の関連工事と連携し、水産業共同利用施設の復旧整備を支援してまいります。

次に、4ページにかけて記載してございますけれども、施策13から施策16までの、「生産段階における安全性の確保」に関する施策につきましては、農薬販売者・農薬使用者への立入検査、養魚場の巡回指導を実施するほか、肥料生産者への立入検査・収去検査を強化してまいります。

次に、施策17から施策20までの、「流通・販売段階における安全性の確保」に関する施策につきましては、4ページの下の方に記載してあります食品営業施設の監視指導事業や、5ページの上の方に記載してあります食品検査対策事業など、各種の事業を実施するほか、6ページをお開きいただきまして、一番上の行になりますけれども、米穀の流通監視業務を実施してまいります。

次に、7ページにかけて記載しておりますが、施策21から施策23までの、「食品表示の適正化の推進」に関する施策につきましては、消費者や事業者への周知指導、研修会等を実施してまいります。

次に、8ページにかけて記載しておりますが、施策24から施策26までの、「食品の放射性物質検査の継続」に関する施策につきましては、農林水産畜産物、流通食品等の検査を、引き続き実施してまいります。

8ページの下の方にあります施策27からは、大綱の2点目、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」に関する施策でございます。施策27、施策28は「情報の収集、分析及び公開」に関する施

策ですが、モニターだよりで、県ホームページを案内するほか、感想等をお寄せいただくよう呼びかけてまいります。また、9ページの一番上の行になりますが、地域イメージ確立推進事業では、各種の広報媒体により、みやぎの食の積極的な情報発信を実施してまいります。

次に、9ページの下の方からになりますが、施策29から施策31までの、「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」に関する施策につきましては、学校給食における県産食材の利用率向上に向けて取り組むほか、10ページをお開きいただきまして、中ほどになりますが、「食育・地産地消推進事業」を実施してまいります。また、みやぎ水産の日につきましては、これまでの広報活動に加え、子育て世代を対象とした料理教室や幼稚園等への出前講座に取り組んでまいります。みやぎの食育推進戦略事業では、主に野菜摂取量が不足している若い世代に向けた普及啓発を効果的に実施してまいります。

11ページを御覧ください。施策32から施策34までの、「放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」に関する施策につきましては、風評払拭のための県産品の広報PRや放射能情報サイトみやぎによる情報提供、セミナーの開催に取り組んでまいります。

12ページをお開きください。施策35から施策37までの、「県民総参加運動の展開」に関する施策につきましては、各種の広報活動により広く消費者モニターを募集し、幅広い年齢層の登録促進に取り組むとともに、モニターアンケートの調査結果を施策に反映するよう努めてまいります。また、モニターだよりに感想等をお寄せいただくなど双方向的な紙面づくりを工夫するほか、出前講座やセミナーを含め、継続的な学習機会の提供と啓発活動を推進してまいります。

次に、施策38、施策39の、「県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」に関する施策につきましては、アンケート調査や研修会、工場見学会・生産者との交流会、食の安全安心セミナー等において、県民の意見の把握に努めてまいります。

13ページの中ほどを御覧ください。施策40からの、大綱3点目、「食の安全安心を支える体制の整備」に関する施策につきましては、食の安全安心対策本部会議、食の危機管理対応チームの定例会議による情報共有・危機対応を行うとともに、国・市町村等との連携に努めてまいります。有用貝類毒化監視・販売対策事業では、監視検査体制を関係機関と連携して推進してまいります。

令和元年度の実施計画については、以上でございます。

〈 西川会長 〉

はい、ありがとうございます。只今の説明に対して、確認したいことなども含め御意見あれば頂戴したいのですがいかがでしょうか。

〈 加藤委員 〉

1ページのところなのですが、消費者モニター制度があつて、これはモニターの方に情報提供やモニターからの意見などが反映されていると思うのですが、施策の1のところでは、生産から販売消費にわたる各セグメントでの認知度向上を図っていくというのがあります。これは消費者もとりこんでいくことによって、より需要につながるということもあると思うので、これを施策2のGAPのPRを実施するということにも、生産者のみではなく、消費者に向けてもGAPに対する理解促進というのを取り入れていただきたいという、オリンピック・パラリンピックも見据えていろいろ取り組む生産者団体もおられると思いますので、そういった消費者を取り込む工夫を取り入れていただけるのな

ら、と思います。

あとは、HACCPの認証取得団体のお知らせとかGAPの取得した団体のお知らせとかをモニターだよりを活用して、できると思うので、そうした意味でも消費者へのPRというふうに取り入れていただければと思いました。

10ページの施策29のところでの一番上のところですが、第3期の実施状況のところで見つけたすくすくみやぎっこ通信というのを、学校現場で配付しているというのが書いてありました。ホームページ等で見させていただいたのですが、すごく野菜に関する歴史とか栽培のこととか、事細かくよりわかりやすく書いてあるのですが、みやぎ生協の会員でありまして、地産地消ということで、組合員が生産者の地元に行ったり、生産者と交流しながら、野菜作りに対する生産者の取組の苦労とか、こういうふうにして作っていくとか、現場を知ってより供給につながっているというみやぎ生協の取組があるのです。子どもたちがより野菜を食べようと思うために作られていると思うのですが、食べようという思いが伝わるように生産者の苦労といたら大げさになるのかもしれませんが、どういった生産者が思いを込めて作っているかということとかを入れていただけると、法律が新たに作られた食品ロス削減の観点からも、生産者が頑張っているということが伝われば、頑張ってみようかなというお子さんも増えるかなと思いますので、食品ロスの観点からもより消費につながるような、せっかくこの素晴らしい通信がありますので、そういったことも入れていただければ取り入れていただきたいと思いました。以上です。

〈 西川会長 〉

ありがとうございました。ただいまの加藤委員の御意見、要望ということでよろしいでしょうか。ということで、取り入れていただければと思います。この他いかがでしょうか。

〈 佐々木圭亮委員 〉

2つお聞きしたいのですけれども、私宮城県食品衛生協会の佐々木と申しますけれども、食品の中小零細の会員でほぼ構成されているのですが、まずHACCPの制度化に関係する点でも、いろいろこれに関しての講習会なりを行ってもらっているのですけれども、農水省とか厚労省からも1回ずつぐらいは、今年度はあるみたいなのですけれども、県としても何かそういうただ講習会を開催するばかりではなくて、フォローアップするような、開催して終わりではなくて、本当に理解しているのかということを検証できないものか。と言いますのも、半数以上の方が「分からない、分からない」だけで。今言ったような講習会を終わった後に聞くと、みな「分からない」という声が多いわけですね。現実にもその方々から聞いた話なので、もう少し身に、自分たちの身に入ってくるような、そうしないと時間切れになってしまいますので、できるだけ、我々も努力はするのですが、もう一つお願いします。それに関連しまして、食品表示なのですが、これ本当に分からないのです。ある時期は消費者庁に聞いてくれという声も聞かれました、保健所に、「聞いているのだから教えてくれ」というと、私たちも難しい。ということがあって、最近はそのようなのですが、業界自体の指針は出しているのですが、ちょっと分からないことが多くて、各お菓子の業界とかそういうところからも、最近やっと出てきたようなのですが、お菓子を作っている方たちにお聞きすると、いや、分からない。私たちはかまぼこを作っているのですが、かまぼこも合う、合わないが。表示というと、他に聞いてくださいと言われてしまうと。上部団体の方、専門のところのところに聞いてくださいと言われて、表示に関してはだいぶ困っているということがあります。それで、表示はすぐには切り替えられない場合

が多いので、ある程度のロットで作りますので、そのロットが終わってから、それではこうしようかと。ゆっくり待っていると、モノがなくなったといって、それでまた同じものを作ってしまおうとか、そういうことが多いものですから、できるだけわかりやすい表示のしかた、栄養成分も全て入りますけれども、私どもも真剣にやるよりないのですけれども、ひとつお手をかしていただければと思っております。以上です。

〈 西川会長 〉

御意見ありがとうございます。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

今、2点ほどございました。まずHACCPの件で、確かにHACCPにつきましては、県でも講習会をやっておりますし、保健所の方におきましても様々な機会を捉えてお話しはしているところですが、なかなか難しいと言いますか、業種ごとでございますので非常に大変だなということは、承知してございます。これはホームページなのですが、業界団体等が作りました、いわゆるHACCPに基づく考え方の資料を出しておりますので、そちらも参考にさせていただきながら、やっていただければと思います。また、表示につきましては、大変御迷惑をかけておるところと思っておりますけれども、確かに所管する部分が分かれておりますものですから、なかなか一概に言えないことあるのですが、猶予期間ももうすぐということで、県でも事業者に向けての研修会を2回ほど今年度予定しているということでございますので、ぜひその際は御参加いただきましてお聞きいただければと思っております次第でございます。今後も事業者の皆様へ寄り添ってアドバイスできればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〈 西川会長 〉

よろしいでしょうか。ありがとうございました。今のに関連して、HACCPの講習会も佐々木委員のような実際工場を持ってされている業者さんと、いわゆる飲食店のような営業者ベースのところと分かれると思うのです。そのあたりの対応の仕方については、どういうふうに、講習会などどう考えているかあればお願いします。区分けしてやるとか、その辺です。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

これまでは、昨年度までは、実際に事業に取り入れたいと考えている方、またやっている方が対象だったわけですが、今回のことを踏まえて、その辺も含めて検討しなくてはならないと思っております。まだはっきり具体的に分けてやるとか、方法につきましては決めてはいないというところがございます。

〈 西川会長 〉

はい、わかりました。もう1点、今読んでいて、みやぎHACCPの普及啓発に努めると書いてありますが、これは行政サイドのHACCP、仙台市もそうですけれども、これから制度化したときには、廃止するあるいは、なくなる方向にあるのかなと思っていたのですが、このあたりはどうですか。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

仙台市さんでは、もう廃止という方向は決めているとお聞きしたところなのですが、宮城県の場合も法の改正に関わりまして、制度設計を見直すということは必要かと思っております。昨年度第3回目の会議の中でも、制度的には残す方向で考えていますというところがあったということですから、その辺をベースにして、残したら良いのか、あるいは将来的になくした方が良いのかと言うことを含め、検討をしている最中というところでございます。

〈 西川会長 〉

承知しました。どうもありがとうございます。

その他委員の皆様から何か御意見、ないでしょうか。よろしいでしょうか。これで、ハの食の安全安心の確保に関する施策の実施計画については終了したいと思います。

続きまして、2番目の報告に入りたいと思います。まず、イの方ですが、みやぎ食の安全安心県民総参加運動について、事務局の方から報告をお願いします。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

報告事項のイ「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」につきまして、御報告いたします。まず、令和元年度の進捗状況を御説明いたします。「資料7」を御覧ください。まず、「食品表示ウォッチャー」につきましては、5月16日、消費者モニターの中から100名に委嘱し、業務内容と食品表示の説明を行いました。6月から12月までの7か月間、1人当たり毎月2店舗を調査し、延べ1,400店舗の調査をする計画としております。ウォッチャーからは、毎月、報告をいただきますが、疑義情報等があった場合には、国・市町村と分担・連携して調査・指導を行います。

次に、「モニターだより」につきましては、年3回発行する予定としておりまして、次の第22号は6月下旬に発行予定としております。

次に、「食の安全安心基礎講座」につきましては、「モニターだより」に掲載しておりますが、次の第22回につきましては、食品に関するマークについて掲載する予定としております。

次に、「モニター研修会」につきましては、今年度も1回、開催する予定としております。

次に、「生産者との交流会・食品工場見学会」につきましては、今年度も3回開催する予定としております。

次に、「モニター制度の広報」につきましては、各種広報媒体やチラシ配布等により周知してまいります。

次に、「モニターの登録等」につきましては、今年度に入り、6名の新規登録がありまして、登録者は1,026人になっております。

次に、「アンケート調査」につきましては、6月下旬にモニターあて依頼する予定としております。アンケートの内容につきましては、後ほど御説明いたします。

裏面を御覧ください。「講習会」につきましては、今年度も「食の安全安心セミナー」を3回開催する予定としております。

次に、「地方懇談会」につきましては、各地方振興事務所と保健所に開催を依頼したところでありまして、順次、開催される見込みとなっております。

次に、「取組宣言事業の広報」につきましては、各種広報媒体やチラシ配布等により周知してまいります。

次に、「みやぎまるごとフェスティバル」におきましては、「県民総参加運動」のブースを設置するとともに、取組宣言者から希望者を募り、出展することによりまして、取組宣言事業の広報を行う予定としております。

最後に、「取組宣言者の登録等」につきましては、今年度に入り、廃業等が30者ございまして、取組宣言者は 2,966者となっております。

令和元年度の進捗状況については、以上でございます。

続きまして、「資料7-2」を御覧ください。

今年度の消費者モニターアンケートについて御説明いたします。設問内容は、昨年度とおおむね同様としておりますが、一部変更しているところがございます。1ページの下の方にあります問1は、「食の安全安心全般について、不安を感じていますか。」という設問でございますが、昨年度と変更ございません。1枚めくって、2ページをお開きください。問2、それから下の方の問3も、昨年度と変わりありません。3ページを御覧ください。3ページの問4と、次の4ページの問5は、第3期の計画で掲げている施策について、小分類ごとに重要度と満足度を尋ねる設問です。これらも、昨年度に引き続き、設問といたします。4ページの下の方に、問6がございます。「県が出す食の安全安心に関する情報を確認」する方法を尋ねる設問となっております。設問自体に変更はありませんが、選択肢の3番目に、「インターネット(県ホームページ以外)」を追加しております。県ホームページ以外のインターネット媒体で、情報を確認することも考えられますので、追加することにいたしました。次の問7には、変更ございません。5ページを御覧ください。5ページの一番上の問8の変更はございません。次の問9は、おとしまで設問としていたものでございまして、例年同様の回答傾向でありましたので、昨年度は削除いたしました。昨年度の推進会議におきまして、「価値観は結構変わることがある」という御意見がありましたので、今年度は問いを設けることにしたいと思います。こちらの選択肢の4番、安全性に配慮したいという安全性の漢字が誤記載になっております。訂正をお願いします。申し訳ございません。下の方の問10、問11は、変更ございません。1枚めくって、6ページをお開きください。問12、問13は、問11で回答した理由を尋ねる設問ですが、こちらも変更はございません。次の問14は、設問自体に変更はございませんが、不安な食品の理由につきまして、次の問15で記入していただく形に変更してございます。7ページを御覧ください。問16から問19は、昨年度と同じとなっております。「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」の御説明は、以上でございます。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。ただいま説明をいただきましたが、何か御質問等ございませんでしょうか。

〈 加藤委員 〉

まず、このモニターアンケート、案ということでよろしいのでしょうか。これはもう、これでモニターの方に出しますよ、という確認事項なののでしょうか。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

まだ、正式決定したものではございませんので、本日の御意見をいただいて、変更をする可能性ということもございます。

〈 加藤委員 〉

であれば、これは昨年経年で比較するためにあまり設問を変えない方が良いとは思いますが、2ページの間3のところでは気になったのが、昨年と比較して食の安全安心について意識の変化がありましたか。というもので、昨年と比較してというところで、昨年は不安を感じなくなったと答えた方が今年には不安を感じるようになった、とマルをした場合に、私であれば理由、昨年と回答が変わらない人、自分で何をつけたか分からないかもしれないのですが、昨年と比較して不安を感じるようになったと1か2をつけた人は、なぜ今年には不安に思うのかという理由の記載があった方が、よりわかりやすいのではないかと思ったのですが。委員の皆様にもお聞きしたいのですが。どうなのでしょう。それを知ったからどうするというだけでもないのですが。いろいろな食品を巡る事件とか事故とかがございいますので、そういった消費者がどういったことで食の不安を感じるのかということの理解にはつながるかなと思ったので、昨年度と理由ががらっと変わった人は理由を書いてももらえると良いかとおもったので、これは、お任せいたします。意見で。

〈 西川会長 〉

よろしいですか。御意見ということで伺いをして。御判断はお任せしたいと思えます。確かに書く項目があれば、よりベターかもしれませんが、このあたりは御検討いただければと思えます。

その他いかがでしょう。それでは、御意見がないようですので、みやぎ食の安全安心県民総参加運動については終了したいと思えます。

続いて、ロになります、「食品に係る放射性物質検査結果について」ということなのですが、先ほど議題の中で御質問があった部分、平田委員だったと思うのですが、放射性物質検査で学校給食に幼稚園は含まれるのかという御質問について、御回答が来たようですので、担当課の方から説明をお願いします。

〈 スポーツ健康課 佐藤班長 〉

スポーツ健康課です。先ほど即答できなくて申し訳ございませんでした。資料3の26ページの部分での、平田委員の御質問だったと思えますが、結論から言いますと、幼稚園は含まれているということになります。このサンプル測定に関しましては、施設の希望によって実施しているということになりますので、希望は出しているけれども実施しなかったという例もございいます。保育所が先ほどは2施設ということですが、私どもの方では保育所からは希望は117施設から出ておりますので、決して2つだけではございませんので、そこもお含み置きいただければと思えます。以上回答ということによりましてお願いします。

〈 西川会長 〉

平田委員よろしいでしょうか。要望は117施設あるようですから、そのあたりぜひ県としても予算措置を取れる形で今後お願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは報告に戻りますが、報告ロということで、放射性物質検査について事務局からお願いします。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

平成31年4月1日から4月末日までの1か月間、に実施いたしました食品に係る放射性物質検

査の結果について、簡単に御報告をさせていただきます。資料8を御覧ください。県では、平成26年3月に策定しました東京電力福島第一原発事故被害対策実施計画(第2期)に基づき、県が実施する放射線・放射能の測定を体系的に実施するために「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を定めております。これにより県の関係部局において、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品、その他の学校給食等において、それぞれ検査を実施しております。県といたしましては、今年度も引き続き、検査を実施しております。

では、平成31年4月末日までの検査結果について、御報告いたします。

出荷前の検査につきましては、野菜類、果実類、穀類、茶の農産物は、39点。原乳は、5点。牛肉は、2,353点。豚、めん羊、山羊などは、5点。海産魚種、内水面魚類などの水産物は、1,145点。きのこ・山菜類などの林産物は、48点。イノシシ、ニホンジカなどの野生鳥獣肉は、10点で、合計 3,605点の検査を実施いたしました。基準値を超過したものはございませんでした。野生鳥獣肉の欄の下段に記載しておりますニホンジカ5頭につきましては、出荷を目的に全頭検査が行われたものでございます。県では、基準値を超える生産物が流通しないよう、引き続き、出荷前の検査を徹底してまいります。

次に、出荷後の検査でございますが、飲料水や一般食品等の流通食品は、8点検査を実施いたしました。基準値を超過したものはございませんでした。次に、その他の検査の学校給食における使用する食材ですが、検査を毎年5月から開始することとしているため、この期間は検査を実施しておりません。続きまして、住民持ち込み測定についてですが、これは、県内の全市町村で山菜や自家栽培、自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定を実施しております。測定点数は、144点で、うち2点が基準値超過となっております。基準値超過品は、林産物のコシアブラ、ゼンマイとなっております。申し訳ございません。上の表、食品に係る放射性物質検査結果の表の下に、米印1、次に米印2、米印4となっておりますが、米印4を米印3と訂正願います。申し訳ございませんでした。これらのこの調査結果は、放射能情報サイトみやぎで、品目別に公表をしております。詳しくは、資料に記載のホームページを参考にさせていただきますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。放射性物質検査について御報告いただきましたが、何か御意見いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。では、放射性物質検査については終了します。以上で報告事項の2つを終わらして、最後に3ということで、遺伝子組換え表示制度の改正について、事務局から説明をお願いします。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

「その他」の遺伝子組換え表示制度の改正について御説明いたします。「資料9」を御覧ください。遺伝子組換え表示制度には、義務表示と任意表示がございますが、先月、4月25日に食品表示基準が改正されまして、4年後の2023年、令和5年4月1日から、任意表示が変更されることになりましたので、情報提供させていただきます。「資料9」の表紙をめくっていただきまして、裏面を御覧ください。こちらには、義務表示制度について記載されております。義務表示制度に変更はございませんが、一通り御説明いたします。義務対象となっておりますのは、「安全性審査を経て流通が認められた8農産物とそれを原材料とした33加工食品群」となっております。下の方にな

りますが、表示方法としましては、2つの場合がございます。1つは、「分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合やそれを加工食品の原材料とした場合」でありまして、例えば、「大豆(遺伝子組換え)」などと表示する必要がございます。もう1つは、「分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を区別していない場合」ですとか、「分別生産流通管理をしたが遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合」、「それらを加工食品の原材料とした場合」でありまして、例えば、「大豆(遺伝子組換え不分別)」などと表示する必要がございます。

次のページを御覧ください。こちらには、今回変更となります任意表示制度について記載されております。現行制度では、「分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆とトウモロコシ、それらを原材料とする加工食品」については、「遺伝子組換えでない」などと表示することが今までできました。これに対しまして、新制度では、「分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆とトウモロコシ、それらを原材料とする加工食品」だけが、「遺伝子組換えでない」などと表示できるようになります。「分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆とトウモロコシ、それらを原材料とする加工食品」につきましては、「適切に分別生産流通管理された旨」の表示が可能となります。冒頭にも申し上げましたが、今回の改正は、4年後に施行されます。それまでに、国において周知が図られるものと考えておりますが、県としましても、機会を捉えて、情報提供に努めてまいります。

この件につきましては、以上でございます。

〈 西川会長 〉

ありがとうございました。遺伝子組換え表示制度について、事務局から御説明ありましたが、何か御質問ございますでしょうか。ちょっと分かりにくい内容ではあるのですが。氏家委員、どうぞ。

〈 氏家直子委員 〉

この新制度、本当に分かりづらいのですけど。この5%以下の方の話なのですけれど、この表示を見たときは、少々入っていると思った方が良いのですか。遺伝子組換えのとうもろこしが、この文言を見たときは、少しは入っているのかなと思って良いということでしょうか。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

資料9の2枚目の裏面の方を御覧いただきたいのですけれど、完全に遺伝子組換えでないと表示するための条件として、今までは特に何も必要なかったわけですが、ここに掲げられているQ5に対するA5のところでございますが、第三者機関による分析をすとか、②のところは国産品、あるいは遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたもので、混ざらないでそのまま使ったであるとか、原料を輸入してきて使った場合それを確認していること、あるいは、生産過程の分別生産流通管理証明書を用いて取引が行われた場合などについては、そのような記載ができるようになっておりまして、逆に御質問の5%以下、意図せざる混入を5%以下に抑えているというのは、そういったものがないという状況のものだということを意味しています。

〈 氏家直子委員 〉

つまり、入っている可能性があるということですね。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

そうです。そこまでの確認が、入っていないという確認が取れていない、というものになると思います。

〈 氏家直子委員 〉

はい、分かりました。ありがとうございます。

〈 西川会長 〉

わかりにくいですが、そういうことです。これはIPハンドリングの証書があれば、表示が出来るという形になると理解してよろしいですね。その他いかがでしょう。これについては、もう少し勉強してという形になるかもしれませんが、まだ時間がありますので、委員の皆様ももう一度持ち帰っていただいて少し勉強して、次回の時にまた御質問等できればなと思います。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは遺伝子組換え表示制度の改正について終了したいと思います。以上ですが、その他何かございますか。事務局の方で何かございますでしょうか。

〈 事務局 〉

特にございません。

〈 西川会長 〉

それではその他特にないということですので、それではこれで、本日の議事、一切終了したいと思います。司会を事務局にお返しいたします。

〈 事務局 〉

活発な御議論大変ありがとうございました。

次回の開催は、7月19日金曜日、午後3時から。会場は今日と同じ第1会議室となります。おつて開催の御案内を差し上げますので、御出席たまわりますようお願いいたします。

以上をもちまして、会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。